

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

甲賀市

(令和4年9月30日改定)

住居確保給付金とは？

○離職者であって就労能力及び就労意欲のある方や、休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○支給額：下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給
ただし、世帯の収入が一定額以上の場合は、②の式により算出した額を支給（100円未満切上）

① 家賃上限額…世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	上限額
1人	35,000円
2人	42,000円
3人～5人	46,000円
6人	49,000円
7人以上	55,000円

②世帯の収入が一定額以上の場合の支給額…

支給額＝申請者が居住する住宅の実際の家賃額－（月の世帯の収入合計額－基準額※）

※基準額は、世帯の人数に応じ、次の表のとおりです。

世帯人数	基準額
1人	78,000円
2人	115,000円
3人	140,000円
4人	175,000円
5人	209,000円

○支給期間：原則3か月（一定の条件により最長9か月間の延長が可能）

○支給方法：大家、不動産媒介業者等へ代理納付

※注意：対象とならないものがあります。

- ・管理費・共益費等
- ・借地代
- ・住宅ローン
- ・借主が法人名義となっている賃貸物件
- ・自営業等で経費として計上している家賃相当額

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② ・申請日において、離職・廃業後2年以内である者
・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、該当個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入（収入とは、以下のa, b, cをいう）の合計額が次の表の収入基準額以下である。

a：就労収入

ア）給与収入の場合、総支給額（交通費を除く）

イ）自営業の場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

b：公的給付等（雇用保険の失業等給付、児童手当、年金など）

c：親族等からの継続的な仕送り

世帯人数	基準額	(家賃額の上限)	収入基準額（上限の家賃額の場合）
1人	78,000円	+家賃額 (35,000円)	113,000円
2人	115,000円	+家賃額 (42,000円)	157,000円
3人	140,000円	+家賃額 (46,000円)	186,000円
4人	175,000円	+家賃額 (46,000円)	221,000円
5人	209,000円	+家賃額 (46,000円)	255,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
⇒職業訓練受講給付金については、特例として令和4年12月末日まで併給が可能
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない
- ⑨ 過去に住居確保給付金を受けたことがない又は過去に住居確保給付金を受けたことがあるが、再支給の要件に該当する

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は・・・

○賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。

「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

① 住宅入居費：40 万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

② 生活支援費：2人以上世帯/月 20 万円以内（単身/15 万円以内）

原則 3 か月以内

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

③ 一時生活再建費：60 万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は・・・

○住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10 万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

※上記の貸付に関する相談は、甲賀市社会福祉協議会で受け付けています。

甲賀市社会福祉協議会（TEL：0748-62-8085）

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ③ 【離職又は廃業した人】
 - ・ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。
自営業を廃止した場合は、廃業届等、廃業したことを確認できる書類

 - 【減収した人】
 - ・ 申請日において就労している個人の給与、その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人に就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し
雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントメントがキャンセルになったことがわかる文書等
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
 - ・ 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ
 - ・ 雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」
 - ・ 年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し
- ⑦ 雇用施策等の利用状況のわかるもの「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」
※給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合については不要です。
- ⑧ 賃貸物件契約関係書類 賃貸物件の契約書の写し
(賃貸期間や家賃額などが記載されているもの)

住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、ハローワークの利用、甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）の支援員の助言、そのほか様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。

①毎月1回以上、甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。

「職業相談確認書」等を支援員へ提示して求職活動状況を報告してください。

②毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。

「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印をもらいます。

※新型コロナウイルス感染症対応の特例として、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業相談の窓口での求職活動も可能となっています。

③原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。

これは、ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月1回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、報告してください。

状態	必要とされる求職活動要件			
	自立支援機関支援員との面談 <u>月1回以上</u>	ハローワークでの相談 <u>月2回以上</u>	企業応募 <u>週1回以上</u>	その他
離職・廃業	必須	必須	必須	任意
休業等	必須	任意	任意	必須 (プラン内容)

○甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）によりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援等を受けてください。

○給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況であるため住居確保給付金を受けている方は、毎月の収入を申告しなければなりません。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です！

○支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）へ提出してください。

- ・提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

○住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

- （要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

○住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）へお越し下さい。再延長を希望する場合は甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）の指示に従って下さい。

支給額を変更できる場合があります

○以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

○甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をお持ちのうえ、甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）へお越しください。

住宅確保給付金を中止する場合があります

○毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月1回以上の実施主体の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。（毎月の報告を怠った場合も支給を中止します。）

○甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。

○受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（収入基準額）を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。

○受給中に常用就職等をしたこと及び就労再開等に伴い得られた収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。

○住宅を退去した者（大家からの要請の場合、甲賀市生活支援課（自立相談支援機関）の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。

○支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。

○受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

○支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住宅確保給付金の再支給について

○住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

○ただし、住居確保給付金の受給期間の終了後に、新たに解雇（受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合に限り、再度支給を受けることができます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

○複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給終了後をいい、過去に複数回離職している場合は、直前の離職が会社の都合による解雇かどうかで判断します。

住宅確保給付金を徴収する場合があります

○住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

甲賀市生活支援課

TEL : 0748-69-2158

FAX : 0748-63-4085